

外国弁護士及び国際法律業務委員会規則

(昭和六十二年二月二十日規則第四十一号)

改正 平成 九年 三月一八日

同 一九年一二月二〇日

同 二六年一二月一八日

同 二九年 六月一六日

令和 三年 六月一八日

第一条 日本弁護士連合会(以下「連合会」という。)は、

外国法事務弁護士制度の安定並びに国内及び国外の国際法律業務の適正な発展を図るため、外国弁護士及び国際法律業務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二条 委員会は、会長の諮問に基づき、次の事項に関する調査、研究を行う。

- 一 国内及び国外における国際法律業務の適正な発展のための諸条件の整備に関する事項
- 二 外国弁護士受け入れに伴う国内及び国外の諸条件の整備に関する事項

三 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号。以下「外国弁護士法

- 1 -

法律事務取扱法」という。)に基づき、連合会が法務大臣に意見を述べるべき事項

四 外国法事務弁護士が外国において所属する事業体の組織形態に関する事項

五 外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)に対する指導、連絡及び監督並びに綱紀保持に関する事項(ただし、共同法人に関する事項については、外国弁護士法律事務取扱法第七十五条第三項に規定する弁護士である社員のみが執行することのできる業務に関するものを除く。)

2 委員会は、前項に定めるほか、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び共同法人に関連して、外国弁護士法律事務取扱法その他の法令、会則及び会規等の規定並びに弁護士制度に関する調査、研究を行う。

3 委員会は、第一項第三号の調査の結果、当該外国弁護士について外国弁護士法律事務取扱法第二十七条に定める登録拒絶事由に関連して指摘すべき事項があると認めるときは、会長に当該事項に関する意見を述べることができる。

第三条 委員会は、五十人以内の委員をもって組織する。

- 2 -

- 2 委員は、理事会において選任する。
 - 3 委員の任期は、二年とし、毎年半数ずつ改選する。ただし、再任を妨げない。
 - 4 任期の満了によつて退任する委員は、新たに選任される委員が就任するまで引き続きその職務を行う。
- 第四条 委員会に委員長一人及び副委員長五人以内を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員がこれを互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

第五条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が、あらかじめ委員長の定める順序により、委員長の職務を行う。

第六条 委員会は、委員長が招集する。

第七条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第八条 委員会は、必要と認めるときは、幹事若干人を置くことができる。

- 2 幹事は、委員の中からこれを選任する。
- 3 必要があるときは、会長の同意を得て、委員以外の者

- 3 -

に幹事を委嘱することができる。

- 4 幹事は、会長又は委員長の旨を受け、委員会の議案の立案、整理、資料の蒐集及び調査、研究等をなすものとする。

第九条 委員会は、国外の弁護士制度及び外国弁護士制度に関する調査、研究を、外国法事務弁護士に委嘱することができる。

第十条 委員会の議事については、議事録を作り、出席した委員長及び委員二人が署名捺印する。

第十一条 委員長、委員、幹事、委嘱された外国法事務弁護士及び連合会の職員は、委員会の所掌事項に関して、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならず、また関係者の名誉を損することのないよう注意しなければならない。その職を退いた後といえども同様とする。

附 則

- 1 この規則は、昭和六十二年四月一日より施行する。
- 2 第三条第三項の規定に拘らず、最初に選任される委員の内半数は、その任期を一年とする。

附 則（平成九年三月一八日改正）

- 1 題名、第一条、第二条第一項、第三条第一項及び第四条第一項の改正規定は、平成九年六月一日から施行する。

- 4 -

2 第三条の改正により新たに選任される委員の内半数は、第三条第三項の規定に拘らず、その任期を一年とする。

附 則（平成一九年一月二〇日改正）

第二条第三項の改正規定は、平成十九年十二月二十一日から施行する。

附 則（平成二六年一月一八日規則第一六五号

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国
弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法の一部改正に伴う規則の整備に關
する規則 第二条改正）抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行）

附 則（平成二九年六月一六日改正）

第二条第一項第四号及び第五号の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年六月一八日規則第二〇〇号

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創

設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則 第二条改正）

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行）